

平成 27 年 3 月 11 日

葉山町規則第 7 号

葉山町風致地区条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、葉山町風致地区条例(平成 26 年葉山町条例第 19 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により許可を受けようとし、又は許可を受けた行為(同条第 4 項の規定により許可を受けたものとみなされた行為及び条例第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により承継した許可に係る行為を含む。)の内容を変更しようとする者は、風致地区内行為(変更)許可申請書(第 1 号様式)に次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 計画書(第 2 号様式から第 9 号様式までのうち許可に係る行為に該当するもの)
- (2) 別表に掲げる行為の区分による図面

2 町長は、前項の規定による申請に対して許可をしたときは、風致地区内行為許可(変更許可)書(第 10 号様式)を交付するものとする。

(許可を要しない公社、公団等)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める公社、公団等は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 神奈川県住宅供給公社
- (9) 神奈川県道路公社
- (10) 葉山町土地開発公社

(協議)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の規定により協議をしようとし、又は協議に係る行為(同条第 4 項の規定により協議をしたものとみなされた行為を含む。)の内容を変更しようとする者は、風致地区内行為(変更)協議書(第 11 号様式)に次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 計画書(第 2 号様式から第 9 号様式までのうち協議に係る行為に該当するもの)
- (2) 別表に掲げる行為の区分に対応する図面

2 町長は、前項の規定による協議をしたときは、風致地区内行為(変更)協議受理書

(第12号様式)を交付するものとする。

(行為の届出)

第5条 条例第2条第5項の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為届出書(第13号様式)に次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 計画書(第2号様式から第9号様式までのうち届出に係る行為に該当するもの)

(2) 別表に掲げる行為の区分による図面

(行為の通知)

第6条 条例第3条の規定により通知をしようとし、又は通知に係る行為(条例第2条第4項の規定により通知をしたものとみなされた行為を含む。)の内容を変更しようとする者は、風致地区内行為(変更)通知書(第14号様式)に次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 計画書(第2号様式から第9号様式までのうち通知に係る行為に該当するもの)

(2) 別表に掲げる行為の区分に対応する図面

(着手、完了又は中止の届出)

第7条 条例第2条第1項の規定により許可を受けた者、条例第9条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者又は同条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けた者(以下「行為者」という。)は、当該許可に係る行為に着手したときは、速やかに風致地区内行為着手届(第15号様式)を町長に提出しなければならない。

2 行為者(条例第2条第4項の規定により許可等(同項の規定によりしたものとみなされた同条第1項の許可、同条第3項の協議又は条例第3条の通知をいう。以下同じ。)を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、当該許可等に係る行為が完了した日から起算して14日以内に、風致地区内行為完了届(第15号様式)に次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 完成写真

(2) その他町長が必要があると認める図書

3 行為者は、当該許可等に関わる行為を中止したときは、速やかに風致地区内行為中止届(第16号様式)に、次に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) その他町長が必要があると認める図書

(地位の承継)

第8条 条例第9条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、当該行為に着手する前に風致地区内行為許可承継届(第17号様式)を町長に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可承継承認申請書(第18号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の地位の承継を承認したときは、風致地区内行為許可承継承認書(第19号様式)を交付するものとする。

(許可標の掲示)

第9条 行為者は、当該許可等に係る行為の期間中は、行為地の見やすい場所に風致地区

内行為許可標(第 20 号様式)を掲示しておかなければならない。

(公告の掲示)

第 10 条 町長は、条例第 11 条第 2 項の公告をしたときは、当該公告の日から 10 日間、当該公告の内容を当該公告の内容に係る措置を行おうとする土地その他適当な場所に掲示するものとする。

(住所等の変更の届出)

第 11 条 行為者(条例第 9 条第 1 項の規定により許可に基づく地位を承継した者)は、当該許可に係る行為に着手したものに限り、当該許可等に係る行為の完了前に住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、速やかに住所(氏名)変更届(第 21 号様式)を町長に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第 12 条 条例第 12 条第 3 項の証明書は、身分証明書(第 22 号様式)とする。

(書類の提出部数)

第 13 条 条例及びこの規則の規定により町長に提出する書類の部数は、1 部とする。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条・第4条・第5条・第6条関係）

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物その他の 工作物の新 築、増築、改築 又は移転	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（バス停、公共建物、河川、湖沼等）
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ、建築物の壁面後退距離
	平面図	縮尺（200分の1以上）（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺（50分の1以上） 立面図に「最高の高さ」の記載があれば不要
	植栽図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、既存樹木並びに植樹木の位置、低・中・高木・地被類の分け、植栽地として位置づけられている区域の求積
土地の形質の 変更、水面の埋 立て若しくは 干拓又は土石 の類の採取	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（バス停、公共建物、河川、湖沼等）
	地形図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、等高線及び植生の概要
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び行為地の境界線（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	緑地計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、既存樹木並びに植樹木の位置、低・中・高木・地被類の分け、植栽地として位置づけられている区域の求積
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（バス停、公共建物、河川、湖沼等）
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び伐採木又は伐採林の位置又は区域
屋外における 物件の堆積	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等（バス停、公共建物、河川、湖沼等）
	平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位及び高位置の境界線（許可行為の変更の場合は、対照平面図とする。）
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）（現況及び行為後を対比できるようにする。）